

令和3年9月3日

児童の新型コロナウイルスワクチン接種に関する対応について

表記の件について、さいたま市教育委員会よりの通知（「12歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種予約開始に伴う学校の対応について」令和3年9月2日）を受け、本日以降以下のように対応します。

1 新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童が医療機関においてワクチンの接種を受ける場合の取扱い

予約の都合上、課業日に接種することになった場合は、欠席としません。出席簿等には「出席停止」と記録します。

(2) 副反応が出た場合の児童の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後に発熱等の風邪の症状が見られるときには、出席停止とします。風邪の症状以外の場合はご相談ください。

2 その他

(1) ワクチン接種への不安等がある場合には、かかりつけ医に相談されることをお勧めします。

(2) ワクチン接種を受けるまたは受けないことによって差別やいじめが起こることのないよう、学校では児童に以下の指導を行います。御家庭でも趣旨を御理解いただきお話しくださいますようお願いいたします。

- ・ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・周りの人にワクチンの接種を強制してはいけないこと。
- ・様々な理由でワクチンを接種することが出来ない人や、接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

(3) 学校行事の参加に際して、ワクチン接種を条件に付すことはありません。